



出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

次の事業者の中から、今期に消費税の納税義務がある者をすべて選んでください。

- ① 2年前の課税売上高が2000万円である個人事業者
- ② 2期前の課税売上高が1200万円である法人
- ③ 2期前の課税売上高は3200万円であるが、今期の課税売上高は800万円である法人
- ④ 2期前の課税売上高は900万円であるが、今期の課税売上高は1800万円である法人

解説

前回は、消費税のかかる取引について解説しましたが、今回は、事業者が行う納税の仕組みを見ていきましょう。

消費税を支払っているのは、課税対象となる消費行為を行った消費者ですが、税務署に消費税を納付するのは、小売店などの事業者であることは前回確認したとおりです。

●基準期間の売上高によって納税が免除されることも

それでは、課税対象となる取引を行ったすべての事業者が消費税の納税義務者になるのでしょうか

か。答えは「NO」です。

「基準期間」における課税売上高が1000万円以下である事業者については、当期における消費税の納税義務は免除されることになっています。

基準期間とは、個人事業者の場合

第2問

事業者が税務署に納付する消費税額について述べた次の文章の中から、正しいものをすべて選んでください。

- ① 売上にかかる消費税を全額そのまま納付する
- ② 売上にかかる消費税から支払った消費税を控除した残額を納付する
- ③ 一定の条件を満たせば、簡易課税方式で算出した消費税額を納付することもできる

解説

消費税の納税の仕組みを簡単に表すと図表

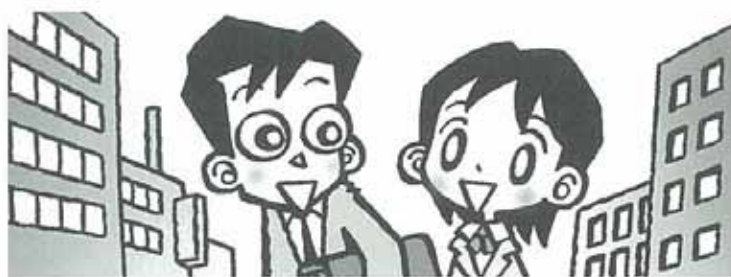
1のようになります。

消費者は、3万円の商品を購入

合には「前々年」、法人の場合には「前々期」を指します。課税売上高が初めて1000万円を超えた場合には、その期の2期後から消費税の納税義務が生じるということです。

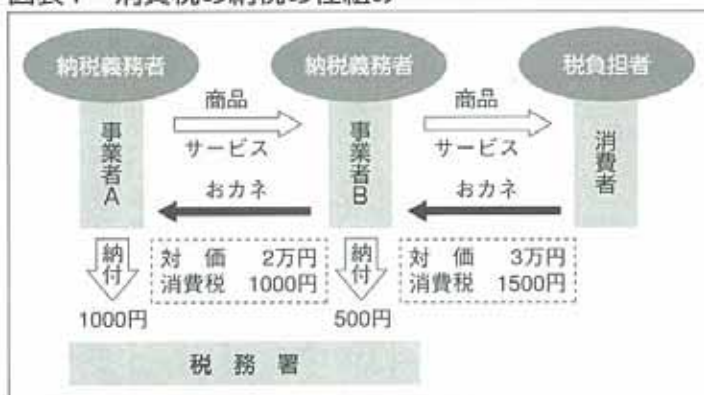
仮に、当期の課税売上高が1000万円を超えていても、基準期間の課税売上高が1000万円以下であれば納税義務はありません。反対に、当期の課税売上高が1000万円以下であっても、基準期間の課税売上高が1000万円を超えていれば、納税義務が生じるのです。

以上から、正解は①②③です。



テーマ 消費税の仕組み②

図表1 消費税の納税の仕組み



図表2 簡易課税方式による納税額の算式

$$\text{納税額} = \frac{\text{売上にかかる消費税}}{\text{課税売上高} \times 5\%}$$

$$- \frac{\text{支払った消費税}}{\text{課税売上高} \times 5\% \times \text{みなし仕入率}}$$

図表3 業種ごとのみなし仕入率

事業区分		みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業、建設業等	70%
第4種事業	飲食業等	60%
第5種事業	不動産業、サービス業等	50%

このように、事業者が税務署に納付する消費税は「売上にかかる」となります。すると15000円の消費税を事業者Bに支払います。事業者Bは一定の期間その15000円を預かっておき、その期間内に自身が支払った消費税10000円を差し引いた残額5000円を税務署に納めます。事業者Bの消費税の支払先である事業者Aについても、事業者Bと同様に消費税を納めることとなります。

消費税（預かった消費税）から「支払った消費税」を差し引いて計算される「原則課税方式」が基本です。

● 一定の条件を満たせば簡単に納税額を計算できる

ただし、一定条件のもとでは、「簡易課税方式」も認められています。簡易課税方式とは、実際に支払った消費税額を算出せず、「売上にかかる消費税」のみで納税額を計算できるものです。

具体的には、「売上にかかる消費税」に「みなし仕入率」を掛けて算出した額を「支払った消費税」とみなして、簡便的に納税額を計算します（図表2）。

みなし仕入率は、図表3のように業種によって異なります。

簡易課税方式は、中小事業者の事務負担を軽減する目的で導入されましたので、基準期間の課税売上高が5000万円以下の事業者のみ認められた方式です。

以上から、正解は②③です。88